

株 主 各 位

第5期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

平成28年6月6日

サノヤスホールディングス株式会社

目 次

- (1) 事業報告の「VI. 株式会社の支配に関する基本方針」・・・1頁
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁
- (3) 計算書類の「個別注記表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・12頁

※上記の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主の皆様に対して提供したものとみなされる情報です。

(1) 事業報告の「VI. 株式会社の支配に関する基本方針」

I 基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの等も散見されます。また、船舶部門及び陸上部門を手掛ける当社グループの経営においては、当社グループが保有する有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解に基づく中長期的な視野を持った経営施策が必要不可欠です。かかる買付行為がなされる場合や当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりかかる中長期的視野を欠く経営がなされる場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

従って、当社としましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、造船業を祖業として、「まごころこめて生きた船を造る」という、ものづくりに懸ける精神と培った技術を他分野に展開し、安全、環境の配慮と技術に裏打ちされた確かな品質・性能を備えた製品の提供を通じて、ステークホルダーである株主の皆様、顧客、仕入先、協会社、金融機関、従業員から信頼され、社会にとって魅力ある企業として持続的に発展することを目指しています。

造船業界においては、“二つの過剰”（過剰船腹・過剰建造能力）による需給ギャップが大きく、生き残りをかけ、統合や合従連衡、海外進出といった規模拡大を図る動きも見られる中、当社を取り巻く環境も厳しい状況が続くことが見込まれます。

このような環境の下、当社は、グループの原点である造船業を“コア事業”、造船業以外の様々な多角化事業（陸上・レジャー・サービス事業）を“第二のコア事業”と位置付け、体質を強化し、環境の変化に柔軟に対応しながら、この二つの事業のバランスのとれた成長を通じて企業価値を持続的に高めていくため、「高い技術力」「強い現場力」「コスト競争力」「不断の経営革新」「人財重視経営」を基軸とする諸施策を推し進め、将来に亘って成長を続け、収益力を高める基盤づくりに取り組んでおります。また、グループ各社は、それぞれの事業環境に応じたビジネスモデルを構築し、“自立と自律”を目標にして一層の社業発展に努めております。

さらに、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として、執行役員制度を導入しており、経営の「意思決定」及び「監督」機能と「業務執行」機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年としております。また、取締役会の監督機能を高め経営の透明性を向上させるべく、2名の社外取締役と3名の社外監査役を独立役員として招聘しております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示をより一層充実させることによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めてまいりたいと考えております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

Ⅳ 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれもⅠの基本方針の内容に沿うものであります。

(2) 連結計算書類の「連結注記表」

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数は20社であり、その社名は次のとおりであります。

サノヤス造船㈱、FL CLOVER MARITIME S.A.、サノヤス建機㈱、サノヤス・エンジニアリング㈱、サノヤス精密工業㈱、加藤精機㈱、ケーエス・サノヤス㈱、みづほ工業㈱、美之賀機械(無錫)有限公司、山田工業㈱、㈱大鑄、サノヤス・ライド㈱、サノヤス・ライドサービス㈱、Sanoyas Rides Australia Pty Ltd、サノヤス・インタラクショonz㈱、㈱サノテック、サノヤス商事㈱、サノヤス安全警備㈱、サノヤス産業㈱、サノヤス建物㈱

なお、当連結会計年度において、美之賀機械(無錫)有限公司、㈱大鑄、サノヤス・インタラクショonz㈱、サノヤス商事㈱、サノヤス安全警備㈱、サノヤス産業㈱及びサノヤス建物㈱は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、FL CLOVER MARITIME S.A.は新規設立したため、連結の範囲に含めております。

Melbourne Star Management Pty Ltdは、平成28年1月27日に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社は次のとおりであります。

PT. DAICHU INDONESIA

非連結子会社の総資産額、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は2社であり、その社名は次のとおりであります。

CENTENARY MARITIME S.A.、S&I MARITIME S.A.

なお、当連結会計年度において、新たに設立出資を行ったS&I MARITIME S.A.を持分法適用関連会社の範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社は次のとおりであります。

PT. DAICHU INDONESIA

非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、美之賀機械(無錫)有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。上記を除く連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

そ の 他……………主として移動平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物7～50年、機械装置6～25年であります。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無 形 固 定 資 産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2)賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

3)保証工事引当金

工事完成後に無償で補修すべき費用の支出に備えるため、過去2年間の実績を基礎とした発生見込額のほか、個別に勘案した見積額を計上しております。

4)受注工事損失引当金

連結会計年度末の未引渡工事で損失が確実視され、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を引当計上しております。

5)固定資産撤去費用引当金

固定資産について、将来発生が見込まれる解体撤去に伴う費用の支出に備えるため、その費用見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1) 重要なヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引及び借入利息

iii) ヘッジ方針

市場リスクに係る管理規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

iv) 有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額またはキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

2) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4) 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過措置の取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

4. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.22%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債が105,441千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が55,693千円、その他有価証券評価差額金が47,972千円、退職給付に係る調整累計額が19千円及び繰延ヘッジ損益が1,756千円それぞれ増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	140,711	千円
売掛金	16,607	千円
商品及び製品	7,938	千円
貯蔵品	52,682	千円
建物	1,775,125	千円
構築物	1,572,866	千円
ドック船台	618,415	千円
機械装置	1,972,601	千円
運搬具	1,466	千円
工具器具備品	40,111	千円
土地	3,039,156	千円
定期預金	18,000	千円

② 担保に係る債務

短期借入金	2,261,771	千円
長期借入金	10,500,000	千円

(2) 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と受注工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、受注工事損失引当金に対応する額は185,047千円であります。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 47,611,140 千円

(4) 受取手形割引高 118,782 千円

6. 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている受注工事損失引当金繰入額 540,197 千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数 普通株式 32,600,000株

(2) 剰余金の配当

①平成27年6月23日の定時株主総会における配当決議

配当金の総額 162,887 千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 5円

基準日 平成27年3月31日

効力発生日 平成27年6月24日

②平成28年6月23日の定時株主総会において予定している配当決議

配当金の総額 162,887 千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たりの配当額 5円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月24日

8. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
サノヤス造船(株) (岡山県倉敷市)	事業用資産	建物
サノヤス・ライド(株) (熊本県荒尾市)	事業用資産	機械装置
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd (オーストラリアメルボルン市)	事業用資産	建物、機械装置、運搬具、工具器具備品

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分にて、グルーピングを行っております。

事業用資産については、将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないため、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額または備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,370,504千円）として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

場所	建物	機械装置	運搬具	工具器具 備品	計
サノヤス造船㈱ (岡山県倉敷市)	26,454	—	—	—	26,454
サノヤス・ライド㈱ (熊本県荒尾市)	—	18,650	—	—	18,650
Sanoyas Rides Australia Pty Ltd (オーストラリア メルボルン市)	334,265	977,482	795	12,856	1,325,400
合計	360,719	996,132	795	12,856	1,370,504

サノヤス造船㈱、サノヤス・ライド㈱及びSanoyas Rides Australia Pty Ltdの事業用資産は営業損益の継続的なマイナスのため減損損失を認識しております。なお、サノヤス造船㈱の事業用資産は正味売却価額により測定し、時価については不動産鑑定評価額等によっております。サノヤス・ライド㈱及びSanoyas Rides Australia Pty Ltdの事業用資産は回収可能価額を使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローをサノヤス・ライド㈱は2.0%で、Sanoyas Rides Australia Pty Ltdは7.6%で割引いて算定しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については主に銀行借入による方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっております。

また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、保有有価証券の多くが取引先の上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

主に関連会社に対して長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。先物為替予約取引等は、通常の輸出入取引に係る為替相場の変動によるリスクを軽減するため成約額の範囲内に限定して行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	20,155,291	20,155,291	—
②受取手形及び売掛金	19,981,577	19,981,577	—
③投資有価証券	4,717,952	4,717,952	—
④長期貸付金	352,034	352,034	—
資産計	45,206,855	45,206,855	—
①支払手形及び買掛金	10,691,444	10,691,444	—
②短期借入金	3,680,000	3,680,000	—
③未払法人税等	131,863	131,863	—
④長期借入金 (1年内返済予定を含む)	18,887,871	18,958,567	△70,696
⑤リース債務 (1年内返済予定を含む)	1,601,632	1,633,362	△31,730
負債計	34,992,811	35,095,238	△102,426
デリバティブ取引(※)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	107,102	107,102	—
デリバティブ取引計	107,102	107,102	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となっております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、並びに ②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引先金融機関等から提示された価格等によっております。

④長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定してありますが、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、並びに ③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金、並びに ⑤リース債務

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループ各社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率又は新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものの時価は（下記 デリバティブ取引 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります（上記 負債 ④長期借入金 参照）。

為替予約等の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定してあります。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額 その他有価証券255,134千円 関係会社株式801千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 ③投資有価証券」には含めておりません。

10. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

主としてレジャー事業における遊園地との営業委託契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算してあります。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容	当連結会計年度における総額の増減
期首残高	441,191千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	56,436千円
時の経過による調整額	1,318千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,800千円
新規連結による減少額	△6,466千円
期末残高	490,681千円

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

581円81銭

(2) 1株当たり当期純利益

6円29銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

(3) 計算書類の「個別注記表」

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8～50年であります。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②ヘッジ会計の方法

1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建予定取引及び借入金利息

3)ヘッジ方針

市場リスクに係る管理規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

4)有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額またはキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しております。

2.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 272,522 千円

(2)保証債務

以下の連結子会社の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

サノヤス造船㈱ 11,700,000 千円

Sanoyas Rides Australia Pty Ltd 574,000 千円

サノヤス・エンジニアリング㈱ 18,000 千円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 932,268 千円

長期金銭債権 1,241,710 千円

短期金銭債務 1,542,089 千円

長期金銭債務 9,289 千円

3.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,578,200 千円

その他の営業取引高 649,982 千円

営業取引以外の取引による取引高 19,485 千円

4.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数 普通株式 22,490 株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

株 式 評 価 損	530,122 千円
繰 越 欠 損 金	133,765 千円
退 職 給 付 引 当 金	81,900 千円
資 産 除 去 債 務	3,172 千円
そ の 他	13,753 千円
繰 延 税 金 資 産 小 計	<u>762,713 千円</u>
評 価 性 引 当 額	<u>△762,713 千円</u>
繰 延 税 金 資 産 合 計	<u>—</u>

(繰延税金負債)

前 払 年 金 費 用	△1,996 千円
資 産 除 去 債 務 に 対 応 す る 除 去 費 用	<u>△1,776 千円</u>
繰 延 税 金 負 債 合 計	<u>△3,772 千円</u>
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	<u>△3,772 千円</u>

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.22%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。

これに伴う影響額は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (注7)	科 目	期末残高 (注7)
子 会 社	㈱ サノテック	直接100%	同社製品の購入 及び業務委託他	業務委託料(注1)	87,062	未払金	21,591
子 会 社	サノヤス・エンジニアリング㈱	直接100%	役務の提供他	貸付金の回収(注2)	104,000	長期貸付金	208,000
子 会 社	サノヤス造船㈱	直接100%	従業員の兼務出向等 役員の兼務	兼務者に関する 経費負担受入(注3)	482,400	未収入金	299,213
				債務保証(注4)	11,700,000		
				被債務保証(注5)	9,654,100		
子 会 社	サノヤス・ライド㈱	直接100%	役務の提供他 役員の兼務	資金の貸付(注2)	1,000,000	長期貸付金	1,000,000
				資金の借入(注2)	1,000,000	短期借入金	1,000,000
子 会 社	加藤精機㈱	間接100%	役務の提供他	資金の借入(注2)	250,000	短期借入金	250,000
子 会 社	㈱ 大 鋳	直接100%	役務の提供他 役員の兼務	資金の貸付(注2)	280,000	短期貸付金	280,000
子 会 社	Sanoyas Rides Australia Pty Ltd	直接49% 間接51%	-	債務保証(注4)	574,000	-	-
				増資の引受(注6)	833,000	-	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格等を勘案して、価格交渉の上決定しております。

(注2) 資金の借入及び貸付は、融資契約に基づくものであります。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定されております。

(注3) 当社とサノヤス造船㈱を兼務している者の人件費をはじめとする経費を業務量に応じて分担しております。

(注4) 金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

(注5) 当社の借入金について、サノヤス造船㈱より債務保証及び有形固定資産6,286,425千円の担保提供を受けております。

(注6) 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップの方法により行っております。

(注7) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	365円70銭
(2) 1株当たり当期純損失	12円93銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

【ご参考】 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。